

近畿中部防衛局達第4号

近畿中部防衛局次長等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局次長等の専決及び代決に関する達

改正 平成20年 4月25日近畿中部防衛局達第4号
平成25年 4月 1日近畿中部防衛局達第1号
平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号
平成30年11月27日近畿中部防衛局達第4号
令和 3年 3月19日近畿中部防衛局達第1号
令和 5年 3月31日近畿中部防衛局達第3号
令和 6年 3月28日近畿中部防衛局達第1号

(通則)

第1条 近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）の決裁事項についての専決及び代決は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「専決」とは、常に局長に代わって局長の決裁事項のうち特定事項について決裁することをいい、「代決」とは、局長又は専決すべき者が出張、休暇その他の理由により不在であって、かつ当該事項が至急に処理されなければならない場合にそれらの者に代わって当該事項について決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 次長の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、依頼、照会、進達、通知、回答、証明及び協議に関することとする。
2 部長及び東海防衛支局長（以下「支局長」という。）の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表に掲げるとおりとする。

(代決)

第4条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行う。

局 長	次 長
次 長	当該事項を所掌する部長
総 務 部 長	総務課長（総務課所掌事項に限る。） 会計課長（会計課所掌事項に限る。） 契約課長（契約課所掌事項に限る。）
企 画 部 長	企画部次長
調 達 部 長	調達部次長
支 局 長	当該事項を所掌する次長

- 局長及び次長がともに不在の場合の代決は、当該事項を所掌する部長が行う。
- 代決を行った者は、当該事項が重要なもの又は異例なものであるときは、速

やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月25日近畿中部防衛局達第4号）

この達は、平成20年4月25日から施行する。ただし、別表4調達部関係の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日近畿中部防衛局達第1号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号）

この達は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年11月27日近畿中部防衛局達第4号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日近畿中部防衛局達第1号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日近畿中部防衛局達第1号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

1 各部に関する事項

号 数	事 項
1	近畿中部防衛局達、要領及びこれに準ずる通達等の解釈
2	所掌事務についての企画、立案及び総合調整
3	所掌事務についての各部局及び機関との連絡調整
4	法令、規則及びこれに準ずる通達等の周知
5	自衛隊に属する航空機へのとう乗の依頼
6	給食実施機関に対する給食の依頼
7	立入制限施設への立入の申請
8	陳情等の処理
9	調査、統計の作成及び報告並びに資料の収集及び送付
10	定例報告の提出
11	所掌事務に係る処理状況の報告及び通知
12	所掌事務に係る証明書の交付及び交付の依頼
13	不動産登記の嘱託の申請
14	現地調査の立会の依頼
15	道路法、海岸法及び河川法等の規定に基づく占用に関する事務
16	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条の規定による行政文書の開示のうち、閲覧目録に登載されている文書、近畿中部防衛局ホームページ等で公表実績のある行政文書の開示の決定
17	情報公開法第10条第2項の規定による開示決定等期限の延長の決定
18	設計図、仕様書、予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書及びその他設計の根拠を示す書類並びに設計変更に係る書類の作成
19	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の3の規定による監督官の指名及び通知
20	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の4の規定による検査官の指名
21	その他所掌事務について通達及び協定又は他の行政機関等の長等からの照会及び依頼等に基づき、他の行政機関等の長等に対して行う、報告、通知、協議、依頼及び回答等

2 総務部に関する事項

号 数	事 項
1	所掌事務の周知宣伝給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続きに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第39号）に基づく事務
2	隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第19条の規定による通知
3	人事院規則8-12（職員の任免）第12条第2項の規定による職員の任命結果に係る通知

- 4 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第7条の規定による採用結果の通知、第17条の規定による採用試験に関する報告及び第40条の規定による採用等の結果の通知
- 5 防衛省専門職員採用試験実施要領について（防官秘第4352号。令和6年3月4日）の第1分冊の第2第4項第1号の規定による試験問題集等の送付及び受領に関する事務
- 6 再任用に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第86号）第9条の規定による報告
- 7 給与における諸手当の認定
- 8 児童手当及び特例給付の認定並びに支給に関する事務
- 9 長期組合員資格の取得に関する事務
- 10 自衛官の身分証明書の発行や返納に関する事務
- 11 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第35条の規定による表彰実施の報告
- 12 若年定年等隊員の就職援助等に関する事務
- 13 自衛官の退職手当支給調書及び退職者債権調書に関する事務
- 14 叙位及び叙勲の手続における刑罰等調書、戸籍抄本及び除籍抄本の市町村長への交付依頼
- 15 職員の健康診断計画に基づく、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第9条の規定による 定期の健康診断の実施並びに訓令第16条の規定による健康診断による事後措置
- 16 職員のレクリエーション計画に基づくレクリエーションの実施並びに勤務時間内におけるレクリエーション行事实施の承認の申請
- 17 恩給の請求に係る書類の審査及び送付
- 18 繰越明許費の繰越し承認についての報告及び繰越済の通知
- 19 庁舎、宿舍の設置、維持管理及びこれに伴う資料の提出
- 20 施設の営繕に関する資料の提出（庁舎及び職員の宿舍に供されるものに限る。）
- 21 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第15条、第17条、第19条第2項、同条第3項、第20条第1項、第21条第5項及び第22条第1項の規定による事務並びに第21条第6項の規定による報告、通知並びに第22条第3項に規定する事務、通知並びに第19条第4項、第20条第2項、第29条、第32条、第35条第2項の規定による報告並びに第22条第2項、第25条及び第28条の規定による通知
- 22 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下「交付金法」という。）第7条の規定による台帳価格等の通知及び第8条の規定による価格の修正通知
- 23 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第6条第2項の規定による職員の住宅事情に関する資料の提出並びに第13条の3の規定による貸与者の監督並びに第13条の4及び第14条の規定による貸与者の選定並びに第18条の規定による明渡事務並びに第20条の規定による宿舎の現況に関する記録の事務
- 24 国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第9条の規定による承認書の交付並びに第10条の規定による同居の承認並びに第12条

	の規定による入居期限の承認並びに第16条第3項及び第19条第2項の規定による有料宿舎の使用料の調整の協議並びに第21条第2項の規定による模様替等の工事の承認並びに第23条の規定による明渡猶予の申請並びに第24条の規定による承認並びに第27条第1項の規定による管理人の選任に関する事務
25	国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和37年大蔵省訓令特第6号）第14条の規定による合同宿舎貸与要求書の提出並びに第15条の規定による転任等の通報に関する事務
26	公務員宿舎の一部に自家用自動車を保管する場合の承認及び保管場所の確保を証する書面の交付
27	公用電話の架設の申込み
28	消防関係法令の規定に基づき消防長又は消防署長に対する届出、申請、通知及び協議
29	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（防整施第6939号。28.3.31）別紙第2第4項の規定による入札状況調書の作成及び報告
30	上記各号に準ずるもので、総務部長の専決を適当と認めるもの

3 企画部に関する事項

号 数	事 項
1	防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「補助金等交付事務取扱規則」という。）第3条第2項の規定による送付並びに第6条及び第9条の規定による報告
2	補助金等交付事務取扱規則第4条の規定による補助事業等の内定の通知
3	合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）第4条第2項の規定による損害賠償請求書の事故発生地管轄地方防衛局長及び地方防衛支局長への送付並びに第5条第2項の規定による損害状況等報告書及び第8条第2項の規定による支払報告書の送付並びに第11条の規定による公務外認定に伴う請求者への通知並びに第12条第2項の規定による公務外損害補償請求書の送付並びに第15条第2項の規定による見舞金の支払の完了報告
4	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和36年総理府令第62号）第4条第1項及び同条第2項の規定による認定書等の交付
5	被害者等給付金支給細則（平成19年防衛省訓令第86号）第3条及び第4条の規定による被害者等に対する事務並びに第5条第2項の規定による依頼並びに同条第3項の規定による通知並びに同条第4項の規定による協議並びに第8条の規定による送付及び第9条第2項の規定による送付、報告並びに同条第3項の規定による報告
6	国有財産取扱規則第11条、第15条、第16条第2項、第17条、第18条、第19条第1項、同条第2項、同条第3項、第20条第1項、同条の第2、第21条第1項、同条第4項、同条第5項及び第26条の規定による事務並びに第21条第6項及び第32条第1項の規定による報告、通知並び

	に第22条第3項に規定する事務、通知並びに第19条第4項、第20条第2項、第29条、第32条第2項、第33条及び第35条第2項の規定による報告並びに第22条第2項、第25条及び第28条の規定による通知並びに第16条第1項及び第27条の規定による協議並びに第41条の規定による提出並びに第42条から第45条までの規定による送付
7	防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第6条第1項及び第7条第4項の規定による送付並びに第8条第2項の規定による協議、送付並びに第11条第4項、第17条第2項及び第19条の規定による協議並びに第12条の規定による交付並びに第14条第3項の規定による通知、報告並びに第23条第2項の規定による送付並びに第15条及び第18条の規定による事務並びに第17条第1項の規定による依頼並びに第13条及び第23条第3項の規定による通知
8	交付金法第7条の規定による台帳価格等の通知及び第8条の規定による価格の修正通知並びに第9条第2項及び第3項の規定による市町村長への通知
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和32年政令第321号）第6条第2項の規定による台帳価格の通報
10	不動産の評価の依頼
11	自衛隊等施設の賃貸借に関する契約書の送付等
12	防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年8月25日防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第6条で承認された基本計画書に係る事務のうち、第7条第1項（2）に該当しない事務
13	森林法（昭和26年法律第249号）第27条第2項の規定による申請
14	特別損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第64号）第2条第2項の規定による教示並びに第3条及び第6条の規定による送付並びに第8条第2項の規定による補償金の支払完了の報告、通知
15	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第90号）第2条第2項の規定による送付並びに同条第3項の規定による教示並びに第7条第2項の規定による補償金の支払完了の報告及び通知
16	駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号）第6条第1項、第7条、第13条第1項、同条第6項、第16条、第17条及び第24条第1項の規定による通知（第6条第3項の規定に準じて処理する場合を含む。）並びに第14条の規定による報告（第26条の規定により準じて処理する場合を含む。）
17	自衛隊の訓練等に必要制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）第9条第2項の規定による通知並びに第10条、第11条、第20条及び第21条の規定による通知、送付並びに第15条第2項の規定による送付並びに第26条第1項の規定による報告、通知並びに第26条第2項の規定による報告
18	上記各号に準ずるもので、企画部長の専決を適当と認めるもの

4 調達部に関する事項

号 数	事 項
1	取得等訓令第8条第3項の規定による実施計画書の作成及び第10条第1項の規定による変更実施計画書の作成
2	取得等訓令第32条の規定による工事完成前の一部使用に係る協議及び承諾
3	工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28. 3. 31）（以下「監督通知」という。）第7第1項の規定による統括工事監督官の指名
4	監督通知第44第2項に規定する発生材の引き継ぎに関する事務
5	工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28. 3. 31）第11に規定する報告に関する事務
6	建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）第33条第2項の規定による通知
7	工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第6に規定する工事成績の考査に関する事務
8	工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）第6の規定による通知
9	特別借受宿舎の取扱いについて（防人厚第8130号。19. 8. 28）第6及び第7の規定による通知並びに第8の規定による請求書の受理及び送付
10	建設工事に関する法令等の規定に基づく関係行政機関等に対する申請、協議、届出、通知、提出等
11	装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）第9条に規定する認定検査に関する事務、第15条に規定する認定後の注意等に関する事務及び第16条に規定する確認検査に関する事務
12	航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第3条の規定による航空機の使用の許可並びに第6条及び第7条の規定による搭乗の承認
13	上記各号に準ずるもので、調達部長の専決を適当と認めるもの

5 支局に関する事項

号数	事 項
1	有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第18号）第10条の規定による輸入協議に係る申請
2	有償援助による調達の実施に関する訓令の運用について（通達）（防装管第1913号。52. 5. 2）第6（4）の規定による通知
3	上記に準ずるもので、支局長の専決を適当と認めるもの